

横芝光町
東町区規約・細則・規程



横芝光町東町区

横芝光町東町区規約

横芝光町東町区

目次

横芝光町東町区規約	第1条～第28条
横芝光町東町区規約施行細則	第1条～第20条
第1章 総則	(第1条)
第2章 墓地の管理	(第2条～第7条)
第3章 会館の管理	(第8条～第17条)
第4章 街路灯の管理	(第18条～第19条)
第5章 環境衛生	(第20条)
第6章 雑則	(第21条)

横芝光町東町区規約

目 次

第 1 条	名称	第 1 6 条	役員会
第 2 条	区域	第 1 7 条	執行部会
第 3 条	目的及び事業	第 1 8 条	会計年度
第 4 条	組及び班	第 1 9 条	資産
第 5 条	事務所	第 2 0 条	資産の管理
第 6 条	会員及び賛助会員	第 2 1 条	資産の処分
第 7 条	加入	第 2 2 条	事業計画及び予算
第 8 条	退会	第 2 3 条	備付け帳簿及び書類
第 9 条	区費	第 2 4 条	役員等の報酬
第 1 0 条	役員	第 2 5 条	事業報告及び決算
第 1 1 条	役員を選任及び任期	第 2 6 条	規約の変更
第 1 2 条	相談役及び諮問委員	第 2 7 条	委任
第 1 3 条	会議の種類	第 2 8 条	解散
第 1 4 条	成立要件・議長及び議決		
第 1 5 条	総会	附 則	

(名称)

第 1 条 わたし達の自治会は、横芝光町東町区（以下「区」と略します。）と称します。

(区域)

第 2 条 区の区域は、横芝光町道Ⅱ-10号線、幹線1号用水路、幹線2号排水路と栗山川に囲まれた区域です。

(目的及び事業)

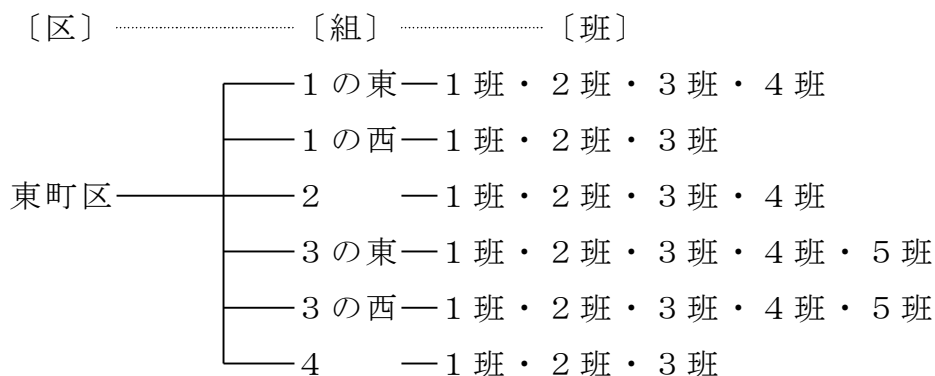
第 3 条 わたし達の生活する区域を、お互いの協力によって「和やかで住みよいまち」とするために、区は次に掲げる事業を行います。

- (1) 区の会員相互の親睦を図ること。
- (2) 町行政との連携、協力に関すること。

- (3) 横芝光町の公の施設の指定管理者を受託すること。
- (4) 街路灯の設置及び管理に関すること。
- (5) 排水路の清掃等区域の環境美化に関すること。
- (6) 共同墓地の管理に関すること。
- (7) 慣行及び伝統による年中行事の実施に関すること。
- (8) 町消防団など区関連団体の行う諸行事への参加協力及び助成に関すること。
- (9) その他区の目的達成のために必要な事業。

(組及び班)

第4条 区の運営を円滑に行うために、次のような組と班を置きます。



(事務所)

第5条 区事務所を、千葉県山武郡横芝光町横芝 1501番地の13 横芝光町東町共同利用施設内に置きます。

(会員及び賛助会員)

第6条 区域内に住所を有している人は、区の会員となることができます。

2 区域内に店舗、事務所やアパート等を有している個人又は会社等は、区の賛助会員となることができます。

(加入)

第7条 区の会員又は賛助会員になろうとする場合は、班長、組長若しくは区長に届け出るものとします。

(退会)

第8条 次の場合には、会員又は賛助会員は退会したことになります。

- (1) 会員が区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 賛助会員が区域内に店舗、事務所やアパート等を有しなくなったとき。
- (3) 本人から退会の申し出があったとき。

(区費)

第9条 会員と賛助会員は、総会の議決により定める基準によって区費を納め

なければなりません。

(役員)

第10条 区には、次の役員を置きます。

- (1) 区 長 1名 区を代表して、区の仕事を統括します。
- (2) 区長代理 2名 区長を補佐して、区長が留守のときは区長の職務を代行します。
- (3) 庶 務 1名 年間事業の立案、会議の記録、諸帳簿等の保管を行います。
- (4) 会 計 1名 区の収支等の会計事務を処理します。
- (5) 組 長 6名 組を代表して、組に関係する仕事を行います。
- (6) 班 長 24名 班を代表して、班に関係する仕事を行います。
- (7) 監 事 2名 区の会計、資産及び事業執行の状況を監査すること並びに不正の事実を発見したときは総会に報告すること及びその報告をするために必要があると認めるときは総会の招集の請求をする仕事を行います。

(役員を選任及び任期)

第11条 区長、区長代理、庶務、会計（以下「執行部役員」と略します。）及び監事は、総会において会員の中から選任することとして、任期を2年とします。但し、再任は、妨げないものとします。

- 2 組長及び班長は、各組及び各班の会員の中から互選することとして、任期を1年とします。
- 3 各役員は、任期が満了した場合でも、後任者が決まるまでの間は、引き続きその仕事を行うこととします。
- 4 各役員に欠員が生じた場合は、速やかに役員の新補欠をし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とします。

(相談役及び諮問委員)

第12条 区長は、必要がある場合には執行部会の承認を受けた上で、相談役及び諮問委員（以下「諮問役員」と略します。）を委嘱することができます。

- 2 諮問役員は、区長の依頼に応じて会議に出席して助言することができます。
- 3 諮問役員の任期は、これを委嘱した区長の任期と同一とします。

(会議の種類)

第13条 会議は総会、役員会、執行部会の三種類とします。

(成立要件・議長及び議決)

第14条 会議は、構成員の2分の1以上が出席しない場合は開くことができま

せん。ただし、やむを得ない事情で出席できない構成員は、委任状を提出することによって出席者に含まれます。

2 総会の議長は、出席した会員の中から選出し、役員会及び執行部会の議長は、区長が指名することとします。

3 会議における議決は、この規約で別に定めるものを除き、出席者の過半数により決定し、賛否同数の場合は、議長が決定することとします。

(総会)

第15条 総会は、定期総会と臨時総会とに区分します。

2 総会は、会員をもって構成します。

3 定期総会は、毎年度、会計年度が終了した後2カ月以内に区長が召集します。

4 次に掲げる事項に該当した場合は、臨時総会を区長が召集します。

(1) 区長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき。

(3) 第10条第7号の規定により監事から請求があったとき。

5 総会を召集するときは、会議の目的事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の3日前までに文書をもって通知することとします。

6 総会は、次の事項を審議し、決定します。

(1) 事業計画及び予算の決定。

(2) 事業報告及び決算の承認。

(3) 執行部役員及び監事の選任。

(4) 規約の改廃。

(5) 区費規程に関すること。

(6) その他区の重要事項に関すること。

7 総会については、議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければなりません。

(役員会)

第16条 役員会は、全役員（但し、監事を除く）で構成され、会議は必要の都度、区長が召集します。

2 役員会は、区の運営に関して重要な事項を審議し、決定します。

(執行部会)

第17条 執行部会は、執行部役員で構成され、会議は必要の都度、区長が召集します。なお、必要に応じて、関係者の出席を求めることもできます。

2 執行部会は、次の事項を協議し、決定します。

- (1) 事業執行に関すること。
- (2) 町からの付託事項に関すること。
- (3) 総会に提出する議案に関すること。
- (4) 次期執行部役員の推薦。
- (5) 区費の内定。
- (6) 墓地永代使用の権利譲渡に関すること。
- (7) その他区の運営に必要なこと。

(会計年度)

第18条 区の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(資産)

第19条 区は、別に定める財産目録記載の資産を所有します。

(資産の管理)

第20条 区の資産の具体的な管理方法は、執行部会で定めることとします。

(資産の処分)

第21条 区の財産目録に記載された資産を処分し、又は担保に供する場合には、事前に総会の議決を受けることが必要です。

(事業計画及び予算)

第22条 区の事業計画及び予算は、総会の議決により定めなければなりません。これを変更する場合も、同様とします。

(備付け帳簿及び書類)

第23条 区の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えて置かなければなりません。

(役員等の報酬)

第24条 役員等は、その職務に応じて、総会の議決により定める基準によって報酬の支払いを受けます。

(事業報告及び決算)

第25条 区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2ヶ月以内に定期総会の承認を受けなければなりません。

(規約の変更)

第26条 この規約は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横芝光町長の認可を受けなければ変更することができません。

(委任)

第27条 この規約に定めるもののほか、区の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て区長が別に定めることとします。

(解散)

第28条 区は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定に該当することとなった場合に解散します。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、全会員の4分の3以上の承諾を得なければなりません。

3 区の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとします。

附 則

1 この規約は、平成5年5月15日から施行します。

2 区の設立時に選任された役員の任期は、第11条の規定にかかわらず、平成6年度の定期総会までとします。

3 区の設立初年度の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成6年3月31日までとします。

4 区の設立初年度の事業計画及び予算は、第22条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。

横芝光町東町区規約施行細則

目次

第1章 総則	第12条 使用許可の取消
第1条 目的	第13条 使用者負担金
第2章 墓地の管理	第14条 使用料の処置
第2条 管理委員会の設置及びその職務	第15条 清掃
第3条 管理委員及び委員長	第16条 損害賠償
第4条 維持管理費	第17条 維持管理
第5条 墓地の改修工事等	第4章 街路灯の管理
第6条 永代使用の権利譲渡	第18条 街路灯管理者
第7条 墓地管理の収支報告	第19条 管理者の職務
第3章 会館の管理	第5章 環境衛生
第8条 会館管理者	第20条 環境衛生費
第9条 管理者の職務	第6章 雑則
第10条 会館の使用者	第21条 規定外事項
第11条 会館使用の申込	附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、横芝光町東町区規約第27条の規定を受けて区の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

第2章 墓地の管理

(管理委員会の設置及びその職務)

第2条 区は、東町共同墓地、東町栗山平和霊園共同墓地に、それぞれの墓地管理委員会（以下「委員会」と略します。）を設置します。

2 委員会は、墓地の維持管理のために次に掲げる仕事をします。

- (1) 永代使用の権利者から墓地管理料（年額1,000円）を受領すること。
- (2) 埋葬を行う者から埋葬許可証を受領すること。
- (3) 前号の者から埋葬管理費（5,000円）を受領すること。
- (4) 永代使用の権利金を受領すること。
- (5) 簡易な補修工事等の実施に関すること。

(管理委員及び委員長)

第3条 区長は、それぞれの墓地に係る会員の中から東町共同墓地に4名及び東町栗山平和霊園共同墓地に3名の墓地管理委員（以下「管理委員」と略します。）を委嘱します。

2 管理委員の任期は、これを委嘱した区長の任期と同一とします。

3 委員会は、管理委員の中から代表する委員長を互選することとします。

（維持管理費）

第4条 墓地の維持管理に必要な経費は、第2条第2項第1号、第3号並びに第4号の収入をもってこれに充てることとします。

（墓地の改修工事等）

第5条 区長は、委員会の報告により通常の維持管理費用で賄えない改修工事等が必要と判断した場合は執行部会の承認により区の会計の予算を措置し、事業を実施します

（永代使用の権利譲渡）

第6条 永代使用の権利譲渡は、委員会及び執行部会が協議し、決定します。

（墓地管理の収支報告）

第7条 委員会は、会計年度が終了した後1ヵ月以内に、墓地管理に関する収支報告書を区長に提出することとします。

第3章 会館の管理

（会館管理者）

第8条 区長は、会員の中から東町共同利用施設（以下「会館」と略します。）の管理者（以下「管理者」と略します。）を委嘱します

（管理者の職務）

第9条 管理者は、会館の維持管理等のために次に掲げる仕事をします。

- （1）会館及び備品の使用者の受付に関すること。
- （2）会館及び備品の使用者負担金を受領すること。
- （3）会館の清掃に関すること。
- （4）その他、会館運営上必要な事項。

（会館の使用者）

第10条 会館等を使用できるのは、次に掲げる者としてします。

- （1）区の会員及び賛助会員。
- （2）区の会員又は賛助会員が責任者である団体。
- （3）その他、区長が適当と認め、その使用を許可した者。

（会館使用の申込）

第11条 会館使用者は、使用目的及び日時を管理者に申し出て許可を得なければ

ばなりません。

(使用許可の取消)

第12条 緊急な区の会議及び葬儀の使用目的が発生した場合には、予約を取り消すことができます。

(使用者負担金)

第13条 会館を使用する者は、次に掲げる使用者負担金を支払うこととします。但し、区長が認めた組織団体は無料とします。

(1) 午前、午後、夜1室につきそれぞれ2,000円。

(2) 葬儀場として使用するときは、20,000円。

(3) 会葬者の接待等に使用するときは、10,000円。但し2日間を限度とします。

(4) 備品の貸し出しは、数量にかかわらず3,000円。

(使用料の処置)

第14条 管理者は、毎月末日に当月分の会館及び備品(電話、カラオケ、テレビ等)の使用者負担分を個別に明記し区会計に納入しなければなりません。

(清掃)

第15条 清掃は、次に掲げるとおり実施することとします。

(1) 毎月2回、1日と15日を清掃日とし、班別を実施します。但し、班の都合により変更することができます。

(2) 班別の清掃実施日は、清掃日誌によります。

(損害賠償)

第16条 使用者が施設等を破損または焼失したときは、使用者は損害額を賠償しなければなりません。

(維持管理費)

第17条 維持管理費は、全て区の会計から支出することとします。但し、5,000円以上の支出をする場合には、事前に区長の承認を得ることが必要です。

第4章 街路灯の管理

(街路灯管理者)

第18条 区長は、会員の中から街路灯の管理者(以下「管理者」と略します。)を委嘱します。

(管理者の職務)

第19条 管理者は、区の区域内に設置されている街路灯の維持管理のために次に掲げる仕事をします。

- (1) 街路灯明細表により区内の街路灯全ての現況を把握すること。
- (2) 器具等の修理等の必要が生じた時は、速やかに区の指定業者に修理を依頼すること。
- (3) 移動及び変更の必要が生じた場合は、区長の承認を得て実施すること。

第5章 雑 則

(規定外事項)

第20条 この細則に決められていない事項については、執行部会の承認を得て区長が定めます。

附 則

この細則は、平成5年5月15日から施行します。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行します。

横芝光町東町区区費規程

第1条 横芝光町東町区規約第9条の規定を受けて、区費額及び徴収方法について定めることを目的とします。

第2条 区費は年額とし、次に掲げる区分とします。

区分	金額	区分	金額	区分	金額	区分	金額
1	3,600	5	15,000	9	35,000	13	70,000
2	5,000	6	20,000	10	40,000	14	75,000
3	7,500	7	25,000	11	45,000		
4	10,000	8	30,000	12	55,000		

2 区費は、会員については世帯ごとに、賛助会員については、個々に決定します。

第3条 区費は、資産、所得、家族構成並びに営業規模を参考として、相談役、組長並びに班長の助言により執行部会で内定し、当該会員及び賛助会員の了承を得て区長が決定することとします。

第4条 区費額は、原則として3年間は同額とします。但し、個別に特別の事由が発生した場合は、区長が執行部会の承認を得て変更することができます。

第5条 区費の集金時期は、毎年5月とし、班長が集金することとします。但し、会員の希望がある場合には、前期（5月）後期（10月）の2回に分けて集金することもできます。

第6条 アパート等の入居者の区費は、経営者又は管理者が納入の取りまとめを行うこととします。

附 則

この規程は、平成5年5月15日から施行します。

横芝光町東町区役員等報酬支払規程

第1条 この規程は、横芝光町東町区規約第24条の規定に基づき、役員等の報酬について定める

第2条 報酬を受ける役員及び報酬年額は、次に掲げるとおりとします。但し、年度途中で交代があった場合は、月割り計算によることとします。

役員名	報酬額	役員名	報酬額
区長	70,000 円	庶務	50,000 円
区長代理	50,000	会計	50,000
組長	20,000	会館管理者	50,000
班長	基本額 (5,000) + 戸数 × 300	街路灯管理者	20,000

第3条 報酬の支払い時期は、区長が定めます。

第4条 町から支給される特別総務員及び総務員の報酬等は、区会計にこれを納入することとします。

附 則

この規程は、平成5年5月15日から施行します。

附 則

この規程は、平成10年4月26日から施行します。

附 則

この規程は、平成21年4月25日から施行します。

附 則

この規程は、平成30年4月22日から施行します。

附 則

この規程は、平成31年4月28日から施行します。

横芝光町東町区慶弔金及び見舞金内規

第1条 区の会計から支出する慶弔金及び見舞金は、次に掲げる範囲とし、金額は全て、5,000円とします。

- (1) 祝金は、招待により区を代表して出席するとき。
- (2) 香典は、区会員が死亡したとき。
- (3) 見舞金は、役員及び相談役、管理責任者並びに各組織団体の責任者が7日以上入院したとき。
- (4) その他、区長が必要と認めたとき。

第2条 この内規に規定されていない事項については、その都度、区長が決定することとします。

附 則

この内規は、平成5年5月15日から施行します。

横芝光町東町区氏子総代選任内規

第1条 この内規は、八坂神社の氏子総代選任の方法を定めることを目的とします。

第2条 区は、八坂神社の氏子総代を3名選任するものとし、内1名は区長がこれにあたり、他の2名は区長の指名するものをもってこれにあてます。

第3条 氏子総代の任期は、区長の任期と同一とします。

附 則

この内規は、平成5年5月15日から施行します。